

陳情第3号 安全保障法制法案に反対する意見書採択を求める陳情について  
元氣派市民の会は採択を求めます。

本陳情は、市民にとって平和に地域で安心して暮らし続けたいという最も基本的な権利が脅かされていることに、危機感を覚え、市民代表の機関である自治体議会に対して、現在国会で審議されている「安全保障法案」について、少なくとも今国会で採択せず、その上で広く国民的議論を尽くすことを求める意見書を国会に提出することを求めています。

調布市では、昭和51年3月25日に調布市民憲章を定めていますが、その前文には「恒久の平和を願う私たち市民は、この自然をよみがえらせ お互いの生活を尊重し、私たちひとりひとりの手で人間味あふれる “新しいふるさと調布” をつくるため、この市民憲章を定めます。」とあります。平成24年6月19日に議会として議決した「基本構想」の第一章には、この市民憲章や、平成2年にされた世界の恒久平和と相互理解を掲げた「調布市国際交流平和都市宣言」などに代表される市民のまちづくりへの思いを大切にすることが策定の背景に述べられ、まちの将来像を述べた第一節には、まちづくりの基本理念の中に、個の尊重を基本に据え、そして共生の実現、ここには、市民一人ひとりが国際社会や環境と調和しながら、相互の理解と交流を深める中で人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めるとしています。

そして自治の確立、として、市は日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、力を合わせて自主・自立のまちづくりを進めるとしています。長友市長は、平成22年8月1日に平和首長会議に加盟しましたが、6月1日現在で加盟国160カ国、6706団体、日本ではすでに1561団体が加盟していますが、アジアでは30カ国、2672都市、例えばイランでは629都市、イラクでも120都市が加盟しています。本当に世界各国の市民が平和でありたいと願っている表れでもあると言えます。

そういった中、現在、憲法を遵守して国政を行う、いわゆる立憲主義に基づき政治を行うという基本的な原則が揺らいでいます。それは安全保障法制案について衆議院憲法審査会において与野党推薦の参考人全員が、この法案は憲法違反と指摘しているにも係らず政府は合憲との主張を繰り返している点を見ても明らかです。最近では、報道の自由を侵すような発言も聴かれるなど、市民にとって平和が侵されていく痛烈な危機意識を持たざるを得ないような状況にあります。2020年には平和の祭典とも言われているオリンピックがここ調布でも会場になります。世界各地で悲惨なテロが起きている時、この法案が成立することで市民に危険が及ぶのではないかと心配する声も聞きます。いずれにしましても、これからの国のあり方まで大きく変えようとする本法案については、陳情が求めているように、法案の撤回、少なくとも今国会で採択することなく、広く国民的議論を尽くすことを国会に求めていくことは、今、市民の命と暮らしを守る基礎自治体の議会として果たさすべく最も大きな責務と考え、本陳情の採択を求めるものです。